

警報が発表された場合

有田中央高等学校清水分校

【１】「有田川町清水」に特別警報または大雨・暴風・洪水・大雪警報のいずれかが発表された場合

(１) 生徒の登校前に警報が発表された時。

- ① 午前７時までに警報が解除された場合は平常通り登校すること。
- ② 午前７時の地点で発表中の場合は、自宅待機とする。
- ③ 午前７～１１時までの間に解除された場合は、午後からの授業を受けられるように登校すること。
- ④ 午前１１時を過ぎても、引き続き発表中の場合は、臨時休校とする。
- ⑤ 定期考査期間中については、午前７時の地点で発表中の場合、その後午前１１時までに解除されても臨時休校とする。その場合は当日分の考査科目は最終日の翌日に延期し、その日以外の科目は予定通り実施する。

＊ 上記警報が居住地や通学途上の市町村に発表されている場合は、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。それ以外でも登校に際して安全が懸念される場合は、各家庭で判断の上、自宅待機させてください。その場合、必ず保護者が学校に連絡をしてください。

(２) 生徒の登校後に警報が発表された時

- ① 気象状況により帰途に危険性が見られない場合は、すみやかに帰宅させる。
- ② 気象状況により帰途に危険性が見られる場合には、安全な状況が見られるまで学校内に待機させ、適正な措置を講ずる。

【２】冬季における降雪・積雪・道路凍結等により危険性が見られる場合

ご家庭で判断の上、遅刻・欠席するときは、必ず保護者が学校へ連絡してください。

※ マスコミおよび地域により、警報の発表方法が違う場合があります。

※ 以下の情報源より、市町村別の「気象情報」を確認してください。

- ・テレビ和歌山
- ・NHK総合
- ・インターネット

気象庁 URL: <http://www.jma.go.jp/jp/warn/336.html>